

2016年4月13日

内閣総理大臣 まち・ひと・しごと創生本部本部長 安倍晋三 殿

地方創生担当大臣 石破茂 殿

消費者担当大臣・行政改革担当大臣 河野太郎 殿

消費者庁長官 板東久美子 殿

独立行政法人国民生活センター理事長 松本恒雄 殿

内閣府消費者委員会委員長 河上正二 殿

政府関係機関移転に関する有識者会議座長 増田寛也 殿

埼玉県消費者団体連絡会

〒330-0064 さいたま市浦和区岸町 7-11-5

T E L 048-844-8971 / F A X 048-844-8973

消費者庁等の地方移転に関する「基本方針」に強く反対します

「まち・ひと・しごと創生本部」は、平成28年3月22日、「政府関係機関移転基本方針」を公表しました。その中で、中央省庁のうち消費者庁・消費者委員会・国民生活センターについて、ICT活用による試行等を行い、「移転に向けて8月末までに結論を得ることを目指す」とされています。

これは、消費者庁・消費者委員会・国民生活センターが政府全体の消費者行政を推進する司令塔機能を果たすべきことを無視した愚行であり、強く反対します。

「基本方針」では、中央省庁の地方移転を検討する基本的視点として「地方移転によって、現在と同等以上の機能の発揮が期待できるか」「危機管理等官邸をはじめ、関係機関との連携や国会対応に支障が生じないか」などの判断基準を設けて検討がおこなわれ、特許庁・中小企業庁・観光庁・気象庁については地方移転見送りの方針が示されました。消費者庁についても、同じ判断基準で考えるならば、地方移転見送りの判断はあっても、地方移転をすすめることは考えられません。

消費者庁の施策・事業の現場は産業育成省庁がある霞が関であり、各省庁に対して消費者保護の観点で施策を推進するよう働きかけることが最大の役割です。例えば、本年1月13日に発覚した廃棄食品の不正転売問題は、消費者庁が議長役となって「食品安全行政に関する関係府省連絡会」（厚生労働省、農林水産省、環境省、食品安全委員会等が構成員）を開催し、2月26日に「廃棄食品の不正流通に関する今後の対策」の申し合わせを発表しました。この連絡会当日に向けて、消費者庁担当職員が各省庁に個別に出向いて折衝し、政府としての一定の対策を取りま

とめる作業は、消費者庁が霞が関に所在するからこそ迅速に実行できたことです。こうした危機管理や関係省庁との連携は、テレビ電話で代替できる作業ではありません。

また、昨年12月に消費者委員会の専門調査会で取りまとめた特定商取引法や消費者契約法の見直しの審議は、調査会当日の委員間の意見交換だけではなく、消費者庁と消費者委員会の担当職員が、調査会開催日以前に、事業者側委員・消費者側委員などと個別に面談して対立点の調整を重ね、施策の一致点を探る作業があるからこそ、報告書の取りまとめに至ったものです。消費者問題は消費者側と事業者側の意見の対立がある中で政策立案をする作業ですから、これもテレビ電話で代替できる作業ではありません。さらに、改正法案を作成する過程では、内閣法制局や与党・野党との調整を重ねて法案を提出し、国会で審議する際も消費者庁職員がすべて対応しなければなりません。

地方における消費者被害の防止は都道府県や市町村の役割であり、消費者庁は法制度の整備や財政措置によって地方消費者行政を支援する役割ですから、その業務の現場も地方ではなく、財務省や国会がある東京です。

地方の消費生活センターの消費生活相談員にとって、複雑・困難な事案の相談処理をするについては国民生活センターの「経由相談」が頼りです。経由相談は、経験豊富なベテラン相談員十数名が専門チームを作って配置され、地方の消費生活センターから相談を受けて助言、共同処理をする役割です。消費生活相談員は週3～4日の非常勤職員ですから、国民生活センターが地方に移転すると、現在の相談員が転勤することはほとんど不可能で、その地方で専門性と経験豊富な相談員が確保できなければ、全国の消費生活センターの相談処理のレベルが低下します。

政府が進めようとしている地方移転の試行とは、職員内部の協議がテレビ会議によって実施できるかどうかというレベルであり、消費者庁が果たすべき司令塔機能や危機管理機能や国会対応機能は、創生本部が掲げる前述の判断基準に照らしてみても、試行するまでもなく地方移転になじまないことが明らかです。試行の過程で、万が一消費者の安全にかかわる緊急事態が発生し対策が遅れた場合、誰が責任を取るのでしょうか。

以上のことから、消費者庁・消費者委員会・国民生活センターの地方移転については、試行するまでもなく、速やかに地方移転の対象から外すことを求めます。